

市民参加の取組みについて

【現状】

- ・ 附属機関の公募委員について、応募する市民が少ない。特に若い世代（10～30代）の応募が少ない。
- ・ 附属機関の公募委員に応募する市民について、特定の方が重複して公募委員として選任されることや同じ附属機関の委員を長期継続するようなケースが見受けられる。
- ・ まちづくりサポーター（市民参加推進員）の登録者の割合のうち、10～30代は全体の約6%、60代以上が全体の約78%を占め、若い世代の登録が少ない。

①令和4年度附属機関公募委員の応募人数（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	実人数
応募数	0	2	4	5	18	50	29	3	111	87
公募数	0	2	3	5	16	39	19	1	85	75

※附属機関委員の公募実施機関数・・・20機関

②附属機関公募委員の兼職数

附属機関の兼職数	1	2	3	4	5
人数	76人	20人	3人	2人	0人

【課題】

- ・ 現状の市民参加の取組みでは、幅広い世代の、特に若い世代の積極的な市民参加につながっていない。
- ・ 附属機関の委員を重複している方や、同じ附属機関の委員を長期継続する方もいるため、新しい意見や視点が会議において得られない恐れがある。

【本市の市民参加の取組みの目標】

市民・事業者・各種団体・行政等による多様で幅広い世代が関わる『協働のまちづくり』を推進し、誰にとっても暮らしやすい地域社会の実現を目指す

【解決策】

- ・ 無作為抽出方式（プラーヌンクスツェレ）の活用など、公募方式では参加しない市民（サイレントマジョリティ＝物言わぬ多数派）の意見を市政に反映する取組みについて検討する。
- ・ 特に次代を担う若い世代の市政に対する興味・関心が高まるような仕組みづくりとして、デジタル技術等を活用した取組みについて検討する。

【無作為抽出による市民参加の取組みに関する調査結果について（参考）】

- 1 期 日 令和5年2月15日～2月28日
- 2 調査方法 メールによる依頼・電子申請で回答
- 3 調査自治体 無作為抽出による市民参加の取組みを行っている自治体
インターネット検索により該当する自治体を把握
(人口規模約7万人～25万人)

4 調査項目及び回答の概要

[附属機関等の公募委員候補者制度について]

項目	回答の概要
無作為抽出者数	60人～3,000人
登録者数	抽出者の3.6%～9.2%程度
抽出条件	おおむね市内在住の18歳以上の方 ※年代、性別で数を調整（富士市）
抽出頻度	おおむね1年に1回～2年に1回 ※4年に1回の予定（八千代市）
依頼方法	郵送で登録制度の文書を送付
登録方法	登録用紙（同意書等）を返信用封筒で返送 （氏名、住所、性別、生年月日等の基本条のほか、希望する分野や参加可能な時間などについて記入）
経費	郵送料、消耗品（封筒）等 ※封入作業のため臨時職員を雇用している（三鷹市）
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い市民の意見が市政運営に反映できる ・公募委員の参加割合の低い年代、性別の方を登用できる ・これまで市民参加の機会の少なかった市民の市民参加を促進 ・年齢や性別など、公募委員の多様化が見られ、若者世代の登録や制度周知につながった
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・登録依頼に対して、登録者の数が少ない ・年代により登録者数に偏りがある ・附属機関の審議内容によっては、制度がなじまないものがある ・登録期間内に附属機関等の委員への就任依頼を一度も行えない方がいる
登録後の事務の流れ	<p>附属機関の委員の改選や欠員の補充を行う際に、附属機関の所管課が登録者名簿の候補者に就任を依頼し、承諾いただければ公募委員となる。</p> <p>※従来の公募方法と併用し、公募の委員が集まらない場合、名簿登録者に声掛けをする等活用している（三鷹市）</p>

【本市での取組み（案）】

まちづくりサポーター（市民参加推進員）登録制度の活用

項目	条件・内容
無作為抽出者数	1,000人～2,000人
目標登録者数	200人
抽出条件	市内在住の18歳以上の方 ※10代～40代の抽出件数を多めに
抽出頻度	2年に1回
依頼方法	郵送で市民参加推進員（まちづくりサポーター）登録の文書を送付
登録方法	電子申請による登録 （氏名、住所、性別、生年月日等の基本条のほか、希望する分野や参加可能な時間などについて記入していただく）
経費	郵送料

〔効果〕

- ・まちづくりサポーターとして登録することで、附属機関の委員の候補者としてだけでなく、その他の市民参加に活用することができる。
- ・既存の市民参加推進員制度の見直し、拡充を図ることができる。

〔課題〕

- ・まちづくりサポーターの役割の明確化が必要
- ・まちづくりサポーターの活用を充実させるため、庁内での取組みが必要
- ・市民参加条例第16条の規定「市民参加推進員制度」について一部改正が必要
- ・従来の公募方法との併用について検討が必要